

公共施設利用予約システムに係る施設使用料口座振替収納事務取扱要綱

平成11年9月1日

川市施第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共施設利用予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して施設の利用申し込みを行った施設使用料納入義務者（以下「納入義務者」という。）が、口座振替の方法により施設使用料を納付する際の事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設使用料)

第2条 口座振替の方法による歳入金は、予約システムを利用して施設の利用申し込みを行った施設使用料とする。

(取扱金融機関)

第3条 納入義務者が口座振替の方法により施設使用料を納付できる金融機関は、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「会計規則」という。）に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(取りまとめ店)

第4条 取扱金融機関の店舗で、口座振替収納事務について取りまとめをする店舗（以下「取りまとめ店」という。）は、会計規則に定める取りまとめ店とする。

(指定預金口座)

第5条 指定預金口座は、普通預金及び当座預金のうち納入義務者の指定した一口座とする。

(口座振替の申込手続)

第6条 取扱金融機関は、納入義務者から口座振替による使用料の納付の依頼を受けたときは、ふれあいネット利用者登録申請書（「川崎市公共施設利用予約システムの利用者の登録等に関する要綱」様式第1号）、口座振替納付（自動払込）依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）及び口座振替納付（自動払込）届（様式第4号。以下「納付届」という。）を提出させ、記載事項を確認した上で、各葉所定欄に取扱金融機関受付日付印を押印しなければならない。この場合においては、取扱金融機関は、納付届を当該受付日の翌4営業日までに取りまとめ店を通じて川崎市に送達しなければならない。ただし、Web口座振替受付サービスを利用した納付申込がなされた場合は、この限りではない。

(口座振替の申し込み期間及び振替日)

第7条 口座振替の申し込み日に応答する振替日は別表1のとおりとする。

(必要書類等の交付)

第8条 川崎市は、納付届に基づき納付書（様式第5号）、口座振替請求及び振替結果総括書（様式第6号）、口座振替請求及び振替結果総括書（様式第7号。以下「総括書（返付）」という。）及び口座振替依頼明細書（振替済明細書）（様式第8号。以下「依頼明細」という。）を作成し、これを取扱金融機関ごとに取りまとめて振替日の5営業日前に、川崎市の指定する場所において取りまとめ店に交付するものとする。

- 2 フロッピーディスク等の可搬記録媒体（以下、「可搬記録媒体」という。）により振替を行う取扱金融機関については、依頼明細に代えて、その内容を記録した可搬記録媒体を交付するものとする。
- 3 交付する可搬記録媒体には、委託者名・当該月を記入したラベルを添付する。
- 4 納付書等の交付場所は、市民文化局市民生活部企画課とする。

（委託者の都合による停止）

第9条 口座振替を川崎市の都合により停止する場合は、振替停止分連絡票（様式第9号）を作成し、これを取扱金融機関ごとにまとめて取りまとめ店に交付するものとする。

- 2 取扱金融機関は、納付書の交付後、振替日の3営業日前までに、川崎市が振替停止分連絡票を交付したとき、振替の停止を行う。

（振替納付手続）

第10条 取扱金融機関は、交付を受けた依頼明細に記載されている金額又は可搬記録媒体に記録されている金額を振替日に納入義務者が指定する預金口座から振り替えたときは、これを会計規則第29条第3項に定められた日までに取りまとめ店に設けた川崎市名義の口座に受け入れなければならない。ただし、振替停止分連絡票によって振替停止の依頼を受けているものについては、この限りではない。

（振替不能分の取扱い）

第11条 取扱金融機関は、振替日に納入義務者の指定する預金口座が預金不足等の理由により振替不能となったものについては、可搬記録媒体又は依頼明細の振替不能表示欄に理由を付して振替不能の処理をするものとする。

- 2 振替不能区分は資金不足「1」、取引なし「2」、預金者の都合による振替停止「3」、預金口座振替依頼書なし「4」、川崎市の都合による振替停止「8」、その他「9」とする。ただし、「8」と他の振替不能区分が競合した場合「8」を優先する。
- 3 取扱金融機関は振替不能のものについて、振替不能者明細書を作成する。

（総括書等の返付）

第12条 取扱金融機関は、振替手続が完了したときは、総括書（返付）及び依頼明細に必要事項を記載の上、取りまとめ店を経由して振替日を含め4営業日以内に川崎市に返付するものとする。

- 2 可搬記録媒体により振替手続を完了した取扱金融機関は、総括書（返付）及び振替不能者明細等を振替結果処理済可搬記録媒体に添付のうえ返付するものとする。

(口座振替の取消手続)

第 13 条 取扱金融機関は、納入義務者の申し出により口座振替による使用料の納付を取消したときは、納付届の所定欄に取扱金融機関受付日付印を押印し、当該受付日の翌 4 営業日までに取りまとめ店を通じて、川崎市に送達しなければならない。

(口座振替納付済通知書)

第 14 条 川崎市は、納入義務者から口座振替納付済通知書発行の申し出を受けたときは、取扱金融機関の口座振替結果報告に基づき、発行を申し出た振替済みである納入義務者宛てに口座振替納付済通知書(様式第 10 号)を送付するものとする。

(可搬記録媒体の仕様)

第 15 条 可搬記録媒体の仕様は、別表 2 に定める。

(可搬記録媒体作成内容)

第 16 条 可搬記録媒体の作成内容は、別紙に定める。

(協議)

第 17 条 川崎市は、この取扱いについて変更を必要とした場合は、取扱金融機関との協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) フロッピーディスクによる口座振替収納事務取扱要領(平成 19 年 4 月 1 日川市庶第 824 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

帳票様式目次

様式番号	帳票名	略称
様式第1号	削除	削除
様式第2号	削除	削除
様式第3号	公共施設利用予約システム 口座振替納付（自動払込）依頼書	依頼書
様式第4号	公共施設利用予約システム 口座振替納付（自動払込）届	納付届
様式第5号	公共施設利用予約システム 納付書	
様式第6号	公共施設利用予約システム 口座振替請求及び振替結果総括書	総括書
様式第7号	公共施設利用予約システム 口座振替請求及び振替結果総括書（返付）	総括書 （返付）
様式第8号	公共施設利用予約システム 口座振替依頼明細書（振替済明細書）	依頼明細
様式第9号	公共施設利用予約システム 振替停止分連絡票	
様式第10号	公共施設利用予約システム 口座振替納付済通知書	

別表1 口座振替の申し込み期間及び振替日

申し込み期間	振替日（当初振替可能日）
4月1日～4月30日	5月24日
5月1日～5月31日	6月24日
6月1日～6月30日	7月24日
7月1日～7月31日	8月24日
8月1日～8月31日	9月24日
9月1日～9月30日	10月24日
10月1日～10月31日	11月24日
11月1日～11月30日	12月24日
12月1日～12月31日	1月24日
1月1日～1月31日	2月24日
2月1日～2月28日（若しくは29日）	3月24日
3月1日～3月31日	4月24日

※ 振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

別表 2

可搬記録媒体の仕様（全国銀行協会の仕様に準拠）

1 フロッピーディスク

- (1) サイズ
3.5 インチ
- (2) 使用面
両面
- (3) 記録密度
高密度
- (4) 使用コード
EBCDIC コード
- (5) 記録形式
 - ア 1 レコード = 1 セクター
 - イ 1 セクター = 256 バイト
 - ウ 26 セクター = 1 トラック
 - エ 77 トラック = 1 面（索引トラック、予備トラックを含む。）
- (6) レコード長
120 バイト = 1 レコード

2 光ディスク

- (1) 媒体種類
DVD-RAM、DVD-RW、DVD+RW
- (2) ディスクサイズ
120mm（直径）×1.2mm（厚） 片面1層 カートリッジなし
- (3) ファイルシステム
媒体種類毎に次のファイルシステムとする。
 - ア DVD-RAM
UDF1.50、UDF2.00、UDF2.01、FAT32
 - イ DVD±RW
UDF1.02、UDF1.50、UDF2.00、UDF2.01
- (4) ファイル形式
JIS(8ビット)およびShift_JISを使用文字コードとするテキストファイル
- (5) ファイル名
8.3形式（8バイト以内+拡張子3バイト以内（拡張子は省略可））
- (6) その他
 - ア ボリュームラベル、書込方式等は、取扱金融機関と協議のうえ決定する。
 - イ 1ファイルは、1媒体に格納する（ファイルを分割した複数媒体への格納は認めない）。
 - ウ 1媒体には、1ファイルのみ格納する。

- エ 1ファイルの内容（最初のヘッダー・レコードからエンド・レコードまで）は、Windows形式の1ファイルで構成する。
- オ 各レコードの終端に区切り（CR+LF、16進表記「0D0A」）を付加する。
- カ ファイルの終端には、「EOF」（16進表記「1A」）を付加する。